別記第３号様式（第５条関係）

熊本県公告第８６６号

建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２６条第２項の規定による処分をしたので、同条第４項の規定により次のとおり公告する。

令和４年（２０２２年）１２月１６日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　処分をした年月日

令和４年（２０２２年）１２月９日

２　処分を受けた建築士事務所の名称

合同会社ベルトラムハウス二級建築士事務所

３　処分を受けた建築士事務所の種別

二級建築士事務所

４　処分を受けた建築士事務所の登録番号

熊本県知事登録第５１２３号

５　処分の内容

建築士事務所の閉鎖３か月

６　処分の原因となった事実

当該建築士事務所の開設者が、熊本県内における建築物の建築にあたり、交付された建築基準法第７条の２第５項の規定による検査済証を改ざん（変造）し、その写しを建築に関する法令に基づく手続きに際して提出（行使）した。